

第5章 環境を守り育てる人づくり・ ネットワークづくり

環境保全のために行動する人づくりを進め、多様な主体の
連携・協働により環境が保全されていく社会を築きます。

第1節 環境学習の推進

◎ 現況と課題

県民一人一人が、環境や環境問題に対する豊かな感受性と関心を育て、さらに、環境問題の現状やその原因について単に知識として知っているということだけではなく、実際の行動に結びつけていく能力、すなわち、問題を発見し、問題の根本原因を把握し、解決のための方法を見出し、必要な技能を身につけ、多くの人と協力して問題を解決する力を育むことが大切です。そのためには、環境教育も含めた環境学習★が果たす役割は重要です。

本県では、全国的にも早く4年3月に「千葉県環境学習基本方針」を定めて、県民が自主的に生涯にわたって学習活動を実践していくことを目標に、指導者の育成など総合的な取組を進めてきました。19年9月には、環境学習を取り巻く状況の変化を踏まえて新たな方針を策定し、さらなる取組を進めています。

今後、この新たな基本方針に基づき、県民、市民活動団体、事業者、教育機関、市町村、県など地域の様々な主体が、それぞれの特徴を活かしながら相互に連携・協働して、環境の保全・再生のために主体的に行動する人を育てる環境学習を推進していくことが求められます。

特に、地球温暖化防止や生物多様性保全など人類全体で取り組んでいかなければならない環境問題と私たちの日常生活や経済活動との関係について理解を進める必要があります。

また、現在の環境問題は、資源・エネルギー、食糧、人口など様々な課題とも複雑に関連していることから、問題の背景や原因を多面的・総合的にとらえる目を養っていくことが重要です。

さらに、様々な課題を自らの問題として捉え行動する人づくりにつなげていくためには、地域における環境保全活動を活かした環境学習を進めていかなければなりません。

- ★ 環境教育と環境学習という言葉については、厳密な区分はなく、一般的には同義に使われていますが、学習者の学びに視点を置いた場合は「環境学習」、教育活動に視点を置いた場合は「環境教育」として使い分けることもあります。本計画では、県民一人一人が自ら学ぶことの重要性を踏まえ、環境教育と環境学習の総称として、環境学習という言葉を用います。

◎ 目指す環境の姿

環境学習を通じて、持続可能な社会づくりに向けて、豊かな感受性を育み、問題解決力を身につけ、主体的に行動できる人づくりが進められています。

◎ みんなの行動指針

<p>県民 (家庭)</p>	<p>○自然とのふれあいや日常生活を通して、豊かな感受性を育み、環境を守り大切にすることを育てます。</p> <p>○学校・地域・職場で学んだことを家庭で話し合い、お互い学び合っ て、日常生活や生活習慣を見直し、環境に配慮した暮らしを実践し ます。</p>
<p>市民活動団 体</p>	<p>(環境保全団体)</p> <p>○専門性を生かし、環境学習の指導者としての役割を担います。</p> <p>○県民・事業者・教育機関・市町村・県など各主体間の連携に積極的 に関わり、環境学習に関する様々な取組をコーディネートします。</p> <p>(地域団体)</p> <p>○地域の状況を熟知し、様々な知識や経験を持つ住民から構成されて いるという特徴を活かして、環境学習に取り組みます。</p>
<p>事業者</p>	<p>○保有するノウハウや人材等を活かした環境学習の実施、見学の受け 入れによる環境学習の場としての事業所の提供、講師派遣等を通じ て、地域や教育機関と協力・連携します。</p> <p>○従業員に環境に関する研修を実施するなど意識の高揚を図ります。</p>
<p>教育機関</p>	<p>○幼稚園から大学まで教育活動の全体を通じて、発達段階に応じて、 体験を通じた環境学習の充実を図ります。児童・生徒等が、環境に 関する知識を身に付けるのみならず、環境に対するモラルやマナー の習得を通して、日々の生活において環境に配慮した行動を習慣と して実践できるよう促します。</p> <p>(幼稚園)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然や環境に対する興味・関心を持たせ、豊かな感受性を育てま す。 <p>(小・中・高等学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各教科や総合的な学習の時間・学校行事等の中で、総合的・体系 的な環境学習を推進します。 <p>(大学)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境学習の指導者や環境に配慮できる技術者などの養成、環境保 全や学習の指導方法・学習用教材など環境学習に関する様々な研 究を実施し、その成果を地域に還元します。 ・学生は環境に対する関心を高め、自主的に環境学習に取り組みま す。
<p>市町村・県 (共通する もの)</p>	<p>○校内研修の実施や外部研修への参加などにより、教員の環境学習に 関する資質の向上を図ります。</p> <p>○家庭や市民活動団体、事業者、市町村、県、他の教育機関等と協力・ 連携した環境学習を推進します。</p>

市町村	<p>○地域の自然的・社会的な特性に応じた環境学習を推進します。</p> <p>○身近な場における講座や学習会など、地域住民の環境意識の向上を推進するための機会づくり、拠点となる場や情報の提供、地域における環境保全活動との連携など、地域に根ざした環境学習を推進します。</p> <p>○公民館や児童館、生涯学習センターなど、地域の社会教育施設等を積極的に活用します。</p> <p>○職員に環境に関する研修を実施するなど意識の高揚を図ります。</p>
県	<p>○人材育成と情報提供、各主体による環境学習の取組の支援、様々な場や主体がそれぞれ行っている活動・取組をつなぐなど、環境学習推進のための基盤づくりを担います。</p> <p>○環境学習に関する施設や研究機関について、施設の開放や情報提供等の充実を図り、環境学習の場として有効活用します。</p> <p>○国や市町村、環境保全団体、事業者等と連携しながら、広域的な課題等に対応した環境学習を推進します。</p> <p>○職員に環境に関する研修を実施するなど意識の高揚を図ります。</p>

◎ 県の施策展開

1. 環境学習における連携・協働の推進【環境政策課】

- ・ 県民、市民活動団体、事業者、教育機関、市町村、県など環境学習に取り組む各主体がより連携・協働して環境学習を推進できるよう、情報共有のシステムづくりなど、効果的な方策について各主体の意見を踏まえて検討し、実施します。

2. 環境学習を推進する人材の育成とその活用【環境政策課・教育庁】

- ・ 学ぶ人を学びあう仲間として尊重し、学習の目的に応じた適切なプログラムを活用して学びを支援することができる、環境学習指導者としての力を備えた人材を育成します。
- ・ 連携・協働を推進する調整役（コーディネーター）等を育成するため、一般市民や教員を対象として、伝える力、教える力、感受性を豊かにする体験学習を重視した研修会や講座を開催します。
- ・ 指導者養成講座を終了した人々が生き生きと活躍できる実践の場の確保を図ります。
- ・ 地域で活躍している環境学習指導者やコーディネーターなど多彩な人材が活動できるよう、人材バンクなどの仕組みをつくり情報提供します。

3. 環境学習に関する情報提供の推進【環境政策課・教育庁】

- ・ 環境学習に関する情報（指導者、プログラム・教材、場、活動団体、助成金等）を、いつでも入手できるよう、各主体と協働して情報の提供体制を整備し、各種メディアを活用して情報提供します。

- ・特に、多様な環境学習の実施を支援するため、市町村や学校等への情報提供を進めます。

インターネットによる情報提供

環境学習関係情報（「千葉県ホームページ」：www.pref.chiba.lg.jp⇒「環境・県土づくり」⇒「環境」⇒「環境学習」）

4. プログラム・教材の開発【環境政策課・教育庁】

- ・地球温暖化、生物多様性、自然環境、廃棄物、資源やエネルギーなど幅広い分野を対象とし、幼児から高齢者までの幅広い年齢層に対応したプログラム・教材の作成に取り組みます。
- ・各主体による地域の特性を生かした環境学習を推進するため、必要なプログラムの提供や教材づくりの支援を行います。

5. 学習拠点の整備と相互連携及び場の活用

【環境政策課・環境研究センター・教育庁】

- ・環境学習の拠点となる施設の整備拡充に努めるとともに、社会教育施設（青少年教育施設や博物館など）や自然学校・フィールドミュージアムなど地域の学習拠点の活用と相互間の連携を促進します。また、それらの施設で行う環境学習に関する情報提供を進めます。
- ・自然体験や環境保全活動の実践ができる環境学習の場として、干潟や里山などの活用を進めます。

6. 環境学習機会の提供【環境政策課・環境研究センター】

- ・各主体と連携して、様々な分野、地域や年齢など幅広い対象者に応じた多様な学習会、自然観察会、講演会等の機会の提供に取り組むとともに、環境学習指導者の派遣を行うなど、県民が身近なところで楽しく環境学習に取り組める場や機会の充実を図ります。

7. 環境学習に関する調査研究の実施【環境政策課・環境研究センター】

- ・環境学習に関する各主体の意識やニーズの把握等に努めるとともに、ニーズに沿った教育効果の高い環境学習プログラムを企画開発し、評価を行い、本県の環境学習の改善・充実を図ります。

8. 県の率先取組【環境政策課・職員能力開発センター】

- ・職員一人一人が、生活者として家庭や地域で、環境に配慮した行動の実践者となるよう努めます。そのため、新規採用職員の研修に環境学習を組み入れるなど、職員に対する環境研修の機会の充実を図ります。

◎ 関連する個別計画

○ 千葉県環境学習基本方針（19年9月策定）

環境学習の推進を図っていくうえでの基本的な考えとその方向を定めたもので、持続可能な社会づくりに向けて、豊かな感受性を育み、問題解決力を身につけ、主体的に行動できる人づくりを目指しています。

◎ 計画の進捗を表す指標

項目名	現況（基準年度）	目標（目標年度）
県が主催・共催する環境学習に関する行事の参加者数	16,841人 (17年度)	27,000人以上★ (毎年度)

★ 「ちばCO2CO2ダイエット出前講座」など基準年度より後に開始した行事の参加者数を含みます。

第2節 環境に配慮した自主的行動と協働の推進

◎ 現況と課題

現在の環境問題は、人間のあらゆる活動がもたらす環境への負荷が自然の持つ復元能力を上回っていることから生じており、この解決のためには、県民、事業者などあらゆる主体が、日常生活や事業活動において環境への配慮を行うとともに、環境保全のための活動に取り組んでいくことが必要です。

県民を対象に行ったアンケート調査（25年11～12月実施）によると、日常生活における環境配慮として「節電」など個人に経済的メリットのあるものはよく行われていますが、それ以外の実施率は低くなっています。

また、環境保全活動に参加した経験のある人は、回答者の16.7%に留まっており、環境問題への関心の高さにも関わらず、実際の活動への参加には、十分結びついていません。

さらに、県内各地で、様々な環境保全活動が、自治会・PTAなどの地域団体や環境保全を目的とする市民活動団体により、自発的に行われていますが、多くの団体においては、より一層の活動拡大の意欲があっても、活動資金や運営スタッフの不足などにより、なかなか実現できない状況にあります。

事業者においては、環境に関するマネジメントシステムであるISO14001・エコアクション21の認証取得や企業の社会的責任（CSR）としての環境保全活動に取り組むといった行動が増えてきています。

しかし、一方でコスト削減を最優先する考え方も根強く、また、消費者の理解や評価も十分とはいえない状況があり、そのような取組が事業者全体に広がっているとはいえません。

環境保全に関する取組は、それぞれが独立して行われるのではなく、各々の持つ人材や情報を交流し、協働して実施されることにより、より一層効果的なものとなることが期待されます。

このため、各主体間のネットワークづくりを進めていくことが重要です。

◎ 目指す環境の姿

すべての人々が、日常的に環境に配慮した行動を行っています。また、各主体間の相互理解と役割分担のもとで、多様な環境保全活動が実施され、多くの人々が参加しています。

◎ みんなの行動指針

県民 (家庭)	<ul style="list-style-type: none"> ○環境に関する情報を、積極的に取り入れます。 ○日常生活において、環境に配慮した行動を実施します。 ○地域での環境保全活動に参加します。 ○環境配慮や環境保全に積極的に取り組んでいる事業者の商品やサービスを優先的に選択して購入します。
市民活動団体	<ul style="list-style-type: none"> ○地域での環境保全活動に参加します。 ○地域での環境保全活動を企画し、実行します。 ○環境配慮や環境保全に役立つ情報を提供します。 ○環境配慮や環境保全に関して、県民・事業者・行政機関など他の主体や他の民間団体との連携を図ります。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○事業活動において、環境に配慮した行動を取ります。 ○環境マネジメントシステムである ISO14001 やエコアクション 21 の認証取得も活用しながら環境管理を徹底します。 ○地域での環境保全活動に参加します。 ○環境に関する取組の状況などを公開します。 ○環境配慮や環境保全に関して、県民・民間団体・行政機関など他の主体との連携を図ります。
教育機関	<ul style="list-style-type: none"> ○環境配慮や環境保全に役立つ情報を提供します。 ○環境保全に取り組む団体との交流を進めます。
市町村・県 (共通するもの)	<ul style="list-style-type: none"> ○環境に関する情報を収集し、わかりやすく提供します。 ○環境に関するネットワークづくりを支援します。 ○率先して環境保全に取り組めます。
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○地域に根ざした住民参加型の環境保全活動を促進します。
県	<ul style="list-style-type: none"> ○各主体とも連携し、県民や事業者の自主的な環境保全活動を促進する仕組みづくりを行います。 ○事業者の環境保全に対する取組を促進します。

◎ 県の施策展開

1. 環境配慮の普及と県の率先行動の推進【環境政策課】

- ・ 県民、市民活動団体、事業者等に対し、この環境基本計画に定める「みんなの行動指針」の周知を図り、生活や社会における環境配慮を促進します。
- ・ 環境に配慮した企業経営を促進するため、ISO14001 やエコアクション 21 などの環境マネジメントシステムの普及を図ります。
- ・ 「千葉県庁エコオフィスプラン～千葉県地球温暖化防止対策実行計画事務事業編（第3次）」★に基づき、県の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量削減のため、省エネルギー、環境に配慮した物品の調達、公共事業における環境影響の低減、緑化の推進などに率先して取り組みます。

★同計画については、第3編第1章第1節を参照願います。

2. 環境保全活動の推進【環境政策課】

- ・ ゴミゼロ運動、緑化運動など多くの主体が環境保全行動に参加できる機会を増やします。
- ・ 里山活動協定制度など、県民、市民活動団体、事業者が自主的に行う環境保全活動を促進する制度を作ります。
- ・ 県民、市民活動団体、事業者、行政機関などの相互理解と連携・協働した環境保全活動の実施を促進するため、環境保全に取り組む多様な主体が集まるイベントを開催するなど、異なる立場の人々が交流し情報を交換できる機会を提供します。
- ・ 「千葉県環境功労者知事感謝状」など、環境の保全活動に顕著な功績のあった個人や団体の功績を表彰し、その活動内容を県民に広く紹介することにより、環境保全活動に対する県民の関心と理解を深め、活動の広がりを図ります。

3. 環境に配慮した事業活動の促進【環境政策課・安全農業推進課】

- ・ エコマークや統一省エネラベルなど消費者への周知、グリーン購入の推進などにより、環境に配慮した経済活動が消費行動と結びつくよう支援します。
- ・ 県内の中小企業等が行う環境保全施設等の整備等を支援するため、設備に係る資金の融資を行います。
- ・ 本県の地域環境の改善と保全及び地球環境問題の解決に寄与する技術で、実用化の見込みが高いものについて、事業者との共同研究などを行います。
- ・ 農業生産では、環境への負荷を軽減し、消費者の信頼を得る安心な農産物の安定供給を図るため、化学合成農薬と化学肥料を通常の半分以下に減らして栽培する「ちばエコ農業」を推進します。

4. 環境情報の提供【環境政策課】

- ・本県の環境の現況や環境保全に関する施策の取組状況を「千葉県環境白書」に取りまとめて公表するほか、パンフレット等の各種刊行物やホームページにより、正確でわかりやすく提供します。
- ・県民、市民活動団体、事業者、行政機関などの環境情報を収集し、各種メディアやホームページを活用して提供し、情報の相互活用を促進します。

インターネットによる情報提供

ちばの環境インフォメーション（「千葉県ホームページ」：
www.pref.chiba.lg.jp⇒「環境・県土づくり」⇒「環境」⇒「環境政策」⇒「ちばの環境情報」）

◎ 計画の進捗を表す指標

項目名	現況（基準年度）	目標（目標年度）
環境保全活動に「参加したことがある」と回答した県民の割合 （アンケート調査による）	36.0% (18年度)	70%以上 (30年度)
ISO14001 またはエコアクション 21 の認証取得事業件数	487 (18年度)	1,000 (30年度)

第3節 「ちば環境再生基金」の充実と活用

◎ 現況と課題

「ちば環境再生基金」は、「とりもどそう！ ふるさとの自然」をスローガンに、千葉県民総参加による基金として財団法人千葉県環境財団に14年に設置されました。

基金創設から10年以上が経ち、県民、市民活動団体及び事業者の皆様の支援により、募金総額は11億円を超える基金に成長し、これまでにNPO環境活動助成事業や負の遺産対策事業などを実施してきました。

また、24年度からは、より幅広い事業に助成できるよう見直しを行い、それまでの5つの助成事業を「県民の環境活動支援事業」、「提案型環境再生事業」及び「負の遺産対策事業」の3つの助成事業に再編したところです。

しかしながら、基金の存在については、県民に必ずしも十分に認知されているとは言えず、また基金による助成事業についても更なる活用を図る必要があります。

今後も、ちば環境再生基金の設置を継続して、自然環境の保全・再生などへの活用を図るため、これまで以上に県民一人一人に基金の存在と基金による助成事業を知ってもらい、さらには県民自身が積極的に「自然環境の保全と再生」や「資源循環型社会の形成」の活動に関わっていく仕組みを、基金として提供していくことが重要です。

◎ 目指す環境の姿

各主体が協働した自然環境の保全・再生、資源循環型社会づくりを推進するため、ちば環境再生基金が有効に活用されています。

◎ みんなの行動指針

県民 (家庭)	○ちば環境再生基金の目指す「自然環境の保全・再生、資源循環型社会づくりの推進」に賛同し、協力します。
市民活動団体	○ちば環境再生基金に賛同・参画して、自発的・継続的な自然環境保全と再生活動、体験的環境学習、省資源リサイクル活動などを実施します。 ○ちば環境再生基金に参画する団体相互間又は教育機関、行政との連携のコーディネーターとして活動します。
事業者	○ちば環境再生基金に賛同し、協力します。また、基金に参画する市民活動団体の活動に積極的に協力します。
教育機関	○ちば環境再生基金に賛同し、基金に参画する市民活動団体などが行う環境学習活動に積極的に協力、助言します。
市町村・県 (共通するもの)	○ちば環境再生基金の目指す「自然環境の保全・再生、資源循環型社会づくりの推進」について、広報・啓発活動を実施します。 ○ちば環境再生基金を活用して、不法投棄された廃棄物の撤去などを実施します。
市町村	○ちば環境再生基金を活用して、地域住民等と連携を図りながら、計画的に自然環境の保全・再生事業を実施します。
県	○(一財)千葉県環境財団と連携し、ちば環境再生基金の広報・募金活動を実施します。

◎県(ちば環境再生基金)の施策展開

1. ちば環境再生基金の設置と運営【環境政策課】

- ・ちば環境再生基金を引き続き(一財)千葉環境財団に設置します。
- ・(一財)千葉県環境財団に「ちば環境再生推進委員会」を引き続き設置し、基金を適正に運営し、基金による事業を公正かつ適切に実施します。

2. 啓発・募金活動の推進【環境政策課】

- ・環境イベント、広報誌、インターネット等の媒体を活用するとともに、県民、市民活動団体や事業者の協力を得ながら、「自然環境の保全と再生」、「資源循環型社会の形成」、「負の遺産対策」などの環境問題への関心を高める広報活動と募金活動を実施します。

インターネットによる情報提供

ちば環境再生基金(「(一財)千葉県環境財団ホームページ」:
<http://www.ckz.jp/> ⇒ 「ちば環境再生基金」)(このホームページでは、募金活動や基金の使用状況なども公表しています。)

3. 資源循環型社会づくりの推進【環境政策課】

- ・資源循環型社会づくりの体験・学習を实践する市民活動団体の活動に対し助成等の支援をするなど、資源循環型社会の形成の基盤づくりを推進します。

4. 自然環境の保全と再生の推進【環境政策課】

- ・市町村と地域住民との協働により実施される生物多様性の確保等の環境保全事業や、市民活動団体による自主的な里山保全・水質浄化活動等の環境保全・環境学習活動に対して助成等の支援をするなど、自然環境の保全と再生を推進します。

5. 負の遺産対策の推進【環境政策課】

- ・県、市町村による負の遺産対策事業（不法投棄等された廃棄物の除去等）を助成し、生活環境の改善を推進します。

6. 地域経済と地域振興への貢献【環境政策課】

- ・廃棄物の撤去を支援し跡地利用を促進すること及び市民活動団体、市町村が行う自然再生や資源循環への取り組みを支援することにより、地域の活性化や地域間の交流を促進し、地域経済の振興に貢献していきます。

◎ 計画の進捗を表す指標

項目名	現況（基準年度）	目標（目標年度）
募金総額（累計）	11億8百万円 (18年度末までの累計)	30億円 (30年度末までの累計)
助成事業費（累計）	8千万円 (18年度末までの累計)	30億円 (30年度末までの累計)
★ 募金額を事業費に充当していきます。		

第4節 県域を越えた連携と国際環境協力の促進

◎ 現況と課題

今日の環境問題は、その要因や影響が広範囲に及ぶものが増えており、県の区域を越えた広域的な連携がこれまで以上に必要になっています。

また、地球温暖化の防止や生物多様性の保全など、地球規模の環境問題に対処するためには、国や地域を越えた国際的な協力が不可欠です。

(県域を越えた連携)

本県の経済活動や県民の暮らしは、他の都道府県と様々なかたちで結びついています。

このため、環境問題を考えるに当たっても、特に社会的・経済的にも関係の強い首都圏や同じ環境問題を抱える地域などと県域を越えて連携し、広域的に協調した施策を実施していくことが求められます。

特に首都圏では、広域的な自動車公害対策として、千葉県と東京都・神奈川県・埼玉県が連携して粒子状物質の排出基準に適合しないディーゼル自動車の運行規制を15年10月から一斉に施行し、大きな成果を挙げました。

また、省エネ型家電の拡大や夏のライフスタイルの実践など、九都県市★共同で地球温暖化防止のキャンペーン等を推進しています。

今後も、このように広域的な施策が効果的に展開されるよう、連携を強化していくことが必要です。

(国際環境協力)

地球環境全体を保全していくためには、国際的な協調のもとで問題の解決に取り組んでいかななくてはなりません。

特に環境問題への十分な対応が困難な開発途上国等に対しては、国による技術的、経済的な支援のみではなく、地方からも、その保有する人材や知識、技術等を活用した支援を行うことが求められています。

千葉県では、海外からの研修生の受入や職員の海外派遣、開発途上国の環境保全活動を支援しています。

また、海外自治体との国際交流のなかでも、環境分野における交流を進めています。

さらに今後は、地球環境の保全と再生に向けて国際協力・国際交流を推進していくなかで、国や県のみではなく、市町村、市民活動団体、事業者など広範な主体と協働していくことが重要になっています。

★埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市

◎ 目指す環境の姿

広域的な環境問題の解決に向けて、県域を越えた連携が進んでいます。また、地球環境の保全に貢献するため、国際的な技術協力が積極的に行われています。

◎ みんなの行動指針

県民 (家庭)	○日本各地で取り組まれている環境保全・再生活動や地球規模の環境問題に関心を持ち、県民レベルの地域交流・国際交流に参加します。
市民活動団体	○環境保全・再生活動について、広く情報を発信し、他の地域の団体等と交流を行います。 ○国・地方公共団体・国際協力団体が行う国際環境協力に参加します。 ○それぞれの団体が持つ経験や技術を活かして、県民レベル・民間団体レベルの国際交流を進めます。
事業者	○県域を越えた広域的な環境保全・再生に向けた取組に協力します。 ○海外における事業活動や貿易に際しては環境に配慮した行動を取り、地球規模の環境保全対策を推進します。 ○技術開発や海外研修生の受け入れ、海外での環境保全活動の実施など、環境面での国際交流を行います。
教育機関	○海外から研修生を受け入れます。 ○他の都道府県の教育機関や海外の教育機関などと環境の保全・再生に関する学術・研究交流を行います。
市町村	○同じ環境課題を抱える地方自治体との間で、環境に関する情報や技術などの交換を行います。 ○他の地域との交流や国際的な姉妹都市交流等の機会を通じ、環境に関する交流を推進します。 ○民間団体などによる海外における環境保全活動を支援します。
県	○県域を越える広域的な環境問題に対して効果的に対応するため、関係する他の地方自治体との情報の交換や連携した施策の構築を推進します。 ○県の機関への海外からの研修生の受入や職員の海外派遣により、県の保有する経験や技術を開発途上国に提供します。

◎ 県の施策展開

1. 県域を越えたネットワークによる取組の推進

【環境政策課・大気保全課・水質保全課・自然保護課・資源循環推進課・廃棄物指導課】

- ・九都県市首脳会議や関東地方知事会などのネットワークを活用し、大気汚染、東京湾の水環境の保全、廃棄物の適正処理、地球温暖化問題など、県域を越えた環境保全に取り組みます。
- ・近隣都県や同じ課題を抱える自治体と情報の交換や共同調査の実施、連携した施策の構築等を行います。
- ・情報の提供等により、住民や市民活動団体による環境の保全・再生に関する県域を越えた交流を促進します。

2. 国際的な取組の推進【環境政策課・国際課】

- ・国や国際協力機関とも連携して、環境保全に関する研修生の積極的な受け入れや経験・技術を持つ人材の派遣など、本県の持つ技術・経験を生かした技術協力を進めます。
- ・環境問題に関する諸外国の先進的な事例に学ぶとともに、海外の自治体との交流や協力を進めます。

◎ 計画の進捗を表す指標

項目名	現況（基準年度）	目標（目標年度）
県と県外の自治体等が連携した環境の保全・再生の取組	近隣都県と連携したディーゼル自動車の運行規制や地球温暖化防止の共同キャンペーン等を実施 (18年度)	連携した取組を拡大します (毎年度)
県が受け入れた環境分野での海外からの研修生数	8.6回 89人 (14～18年度の間 の年平均値)	増加させます (毎年度)